

平成 25 年第 5 回教育委員会臨時会記録

平成 25 年 3 月 21 日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 3 月 21 日 (木) 午後 5 時 00 分 ~ 午後 5 時 57 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

欠席委員 (な し)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校担当 教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
庶務課長 北風 進 教企画課長 筒井 鉄也
学務課長 日暮 修通 特別支援課長 末久 秀子
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ課長 高橋 光明
中央図書館次長 堀川 直美 済美教育センター所長 田中 稔
特命事項担当副参事 (子供園担当課長) 正田 智枝子 済美教育センター統括指導主事 飯塚 善行
特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 寺井 茂樹 済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎
事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 16 号 杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則を廃止する規則
- 議案第 17 号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第 18 号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 19 号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第 20 号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 21 号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第 22 号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 23 号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 24 号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 25 号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 26 号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 27 号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 28 号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 29 号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第 30 号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 31 号 杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第 32 号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第 33 号 杉並区教育委員会職務権限 規程の一部改正
- 議案第 34 号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第 35 号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正
- 議案第 36 号 杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正
- 議案第 37 号 平成 25 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について
- 議案第 38 号 平成 25 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

議案第 39 号 「杉並区立図書館サービス基本方針」の策定について

(報告事項)

- (1) 幼稚園教育職員の子供園長への任用について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について	6	
議案		
議案第 16 号	杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則を廃止する規則	6
議案第 17 号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	6
議案第 18 号	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第 19 号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	8
議案第 20 号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第 21 号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	9
議案第 22 号	名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第 23 号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第 24 号	杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第 25 号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第 26 号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第 27 号	杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第 28 号	杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第 29 号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	11
議案第 30 号	杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第 31 号	杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	12
議案第 32 号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	13
議案第 33 号	杉並区教育委員会職務権限 規程の一部改正	14
議案第 34 号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	14

議案第 35 号	杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	14
議案第 36 号	杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部 改正	14
議案第 37 号	平成 25 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について	16
議案第 38 号	平成 25 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日 について	17
議案第 39 号	「杉並区立図書館サービス基本方針」の策定について	22

報告事項

(1)	幼稚園教育職員の子供園長への任用について	24
(2)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	24

委員長 ただいまから、平成 25 年第 5 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、田中委員をお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のとおり、議案が 24 件、報告事項が 2 件となっております。

それでは早速、議題の方に入らせていただきます。

日程第 1 議案第 16 号「杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則を廃止する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 16 号「杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則を廃止する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

区では、幼児の健やかな育成を図るため、区立幼稚園を幼児期における教育及び保育を一体的に実施する幼児育成施設として、区立子供園に転換をしてきたところでございます。平成 25 年 4 月 1 日に高井戸西幼稚園及び西荻北幼稚園の 2 園を子供園に転換することにより、全ての区立幼稚園が区立子供園に転換することとなりました。このことによりまして、区立幼稚園の保育料等の徴収について定めてございます杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例が廃止されることに伴いまして、同条例の施行に必要な事項を定めております規則を廃止するものでございます。

施行期日でございますが、平成 25 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。では、議案第 16 号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がありませんので、議案第 16 号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第 2 議案第 17 号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 17 号につきまして、ご説明を申し上げます。

乳幼児期における教育・保育につきましては、新たに作成をいたしました就学

前教育振興指針に基づきまして、家庭、地域、子供園や保育所等の施設における就学前教育の充実に向けた取組を一層推進していく必要がございます。これまで指導主事が担ってまいりました教育委員会内部及び区長部局の関係各課との間での就学前教育に関する連携業務はより重要性を増してきており、乳幼児育成施設における乳幼児教育に関する指導、助言業務につきましても、より専門性の高い内容が求められてきており、これらに対応する組織を強化する必要があり、済美教育センターに就学前教育担当課長を置く等の必要があるため、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の概要でございますが、議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第4条におきまして、就学前教育担当課長を置くほか、第5条におきまして、当該担当課長は就学前教育担当係長の事務をつかさどること等を定めるものでございます。

最後に、施行期日ですが、平成25年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。それでは、特にご質問等ありませんので、議案第17号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第17号は原案のとおり可決いたします。

次に、全ての区立幼稚園が区立子供園に転換されること等に伴う規定の整備ということで、日程第3 議案第18号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4 議案第19号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第5 議案第20号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6 議案第21号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、日程第7 議案第22号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8 議案第23号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9 議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10 議案第

25 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 11 議案第 26 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 12 議案第 27 号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 13 議案第 28 号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」の 11 議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程をされました議案第 18 号から議案第 28 号までの 11 の議案につきまして、ご説明を申し上げます。

これらの議案は、区立幼稚園の全てが区立子供園に転換すること等に伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第 18 号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。

改正の概要の第 1 点は、第 2 条の委任性務、及び第 3 条の補助執行の規定におきまして、幼稚園の文言を削るものでございます。

概要のもう 1 点は、第 2 条の 2 におきまして、新たに教育長の臨時代理の制度を設けるものでございます。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項を根拠に、教育委員会を開催するいとまがない場合におきまして、教育委員会の事務について、教育長が臨時に代理することができることを定めるものでございます。

内容でございますが、第 1 項におきまして、臨時代理をすることができる要件として、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集されるいとまがないとき、またはその事務の処理について、あらかじめ教育委員会の指示を受けたとき、と定めてございます。

第 2 項におきまして、臨時代理を行った場合の処置として、速やかに教育委員会に報告し、承認を得ること等を定めてございます。

続きまして、議案第 19 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、議案を 4 枚おめくりいただきまして、5 枚目の表面と裏面をご覧ください。

別表第 2 は教育委員会公印のひな形を定めているもので、表面が改正前、裏面が改正後のものでございます。

主な改正の概要ですが、表面のひな形番号 23 番から 25 番までの幼稚園に関する印を廃止するとともに、済美教育センターに就学前教育担当課長を置くことに伴い、裏面のとおり、ひな形番号 32 番として同担当課長の印を加えるものでございます。

また、これらの改正に伴いまして、公印の名称、用途等に定める別表第 1 の規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第 20 号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の議案を 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

主な改正の概要は、第 1 条の目的規定等から、幼稚園に関する文言を削るほか、幼稚園の管理運営について定めてございました第 22 条から第 33 条までの規定を削るものでございます。

また、幼稚園の定員等を定めました別表第 2 を削るほか、入園申込書など、幼稚園に関する様式である第 1 号様式から第 3 号様式までを削るものでございます。

続きまして、議案第 21 号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」の最後に添付しました新旧対照表をご覧ください。

改正の概要ですが、財産保管責任者に関する規定におきまして、「幼稚園」の文言を「子供園」に改めるものでございます。

続きまして、議案第 22 号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付をいたしました改正後の別表をご覧ください。

改正の概要ですが、名誉所長等を称することができる教育機関を定めてございます別表から幼稚園を削るものでございます。

続きまして、議案第 23 号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付しました資料をご覧ください。

改正の概要ですが、給料表を定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定めた別表第 1 の備考におきまして、幼稚園に関する規定を削るものでございます。

続きまして、議案第 24 号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付しました資料をご覧ください。

改正の概要でございますが、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる基準を定めてございます別表におきまして、「幼稚園」の文言を「子供園」に改めるものでございます。

続きまして、議案第 25 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付しました資料をご覧ください。

改正の概要ですが、幼稚園教育職員の期末手当における職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合を定めてございます別表第 2 におきまして、幼稚園に関する規定を削るものでございます。

続きまして、議案第 26 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付いたしました資料をご覧ください。

改正の概要ですが、幼稚園教育職員の勤勉手当における職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合を定めてございます別表第 3 におきまして、幼稚園に関する規定を削るものでございます。

続きまして、議案第 27 号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」の最後に添付しました資料をご覧ください。

改正の概要ですが、幼稚園教育職員の教員特殊勤務業務手当の支給範囲、及び支給額を定めてございます別表第 2 におきまして、「幼稚園」の文言を「子供園」に改めるものでございます。

続きまして、議案第 28 号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」の議案を 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

改正の概要ですが、幼稚園教育職員の通勤手当における支給範囲の特例や、支給対象期間を定めてございます規定等におきまして、「幼稚園」の文言を「子供園」に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、平成 25 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。11 議案ということで、大変多くございましたけれども、ご説明をいただきました。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号等を最初に言っていただき、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

これらは全て4月1日から「幼稚園」が「子供園」に変わるということで、よろしいのでしょうか。

庶務課長 はい。

委員長 名称も全て「子供園」という形で。

庶務課長 「子供園」になります。

委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一括上程していただきました審議について、議案第18号から議案第28号までの11議案について、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第18号から議案第28号までの11議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第14 議案第29号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第29号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付しました新旧対照表をご覧ください。

中央図書館の分掌事務におきまして、これまで事業係が担当してございました、子ども読書活動推進計画に関するものを、企画運営係が担当するものでございます。

施行期日でございますが、平成25年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問等ありますか。

よろしいですか。では、議案第29号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第29号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第15 議案第30号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 30 号につきましてご説明申し上げます。

議案の最後に添付しました資料をご覧いただきたいと存じます。

第 1 種基礎報酬額を定めてございます別表第 3 におきまして、都立学校等に勤務する時間報酬の第 1 種基礎報酬額が改定されましたことに伴いまして、杉並区立学校に勤務する講師の報酬額を減額改定するほか、「幼稚園」の規定を削るものでございます。

施行期日でございますが、平成 25 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。では、議案第 30 号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第 30 号は原案のとおり可決いたします。

次に、学校運営協議会委員の要件等に係る規定の整備ということで、日程第 16 議案第 31 号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」、日程第 17 議案第 32 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」の 2 議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程をされました議案第 31 号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」及び議案第 32 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」の 2 つの議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、「教育ビジョン 2012 推進計画」に基づき、地域とともにある学校づくりの推進を目指して、地域運営学校の指定を拡充していくことにあたり、学校運営協議会委員の要件や委員報酬などの必要な改正を行うほか、所要の規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第 31 号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。

これまで学校運営協議会が委員として、校長が推薦する者の要件は、指定学校の地域住民または保護者に限られておりましたが、区外に在住する指定学校の元校長や卒業生など、校長が必要と認める者を広く推薦することができるようにす

るため、新たな規定を追加するものでございます。

また、委員の任期につきまして、指定期間が満了したときや、指定が取り消されたときは、その任期にかかわらず、委員の身分を失うことと規定するものでございます。

続きまして、議案第 32 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

これも議案の最後のページをご覧ください。学校運営協議会委員の報酬額につきまして、会長の報酬額を日額 15,000 円から 10,000 円に減額し、学識経験者及び校長以外の委員の報酬額を日額 6,000 円から 4,000 円に減額するものでございます。

また、全ての区立幼稚園が区立子供園に転換されることに伴いまして、学校医等における「幼稚園担当」の文言を「子供園担当」に改めるほか、規定の整備を図るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案も平成 25 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただき、ご質問等ありましたらお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

田中委員 議案第 31 号の学校運営協議会のことなのですが、今までの学校長推薦枠 4 名というのは変わらないということなのですね。

庶務課長 変わりません。

委員長 範囲が広くなるという捉え方でよろしいですか。

庶務課長 校長が推薦する範囲を通学区域からもっと大きくします。卒業されて、遠くへ行ってしまう方もいらっしゃるのです。

田中委員 地域を越えて推薦してもいいということになるわけですね。

委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいですか。

では、一括上程して審議いたしました議案第 31 号と第 32 号の 2 議案について、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 31 号と第 32 号の 2 議案を原案のとおり

り可決いたします。

続きまして、日程第 18 議案第 33 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 33 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 17 号におきましてご説明しましたとおり、済美教育センターに就学前教育担当課長を置くこと等に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の概要でございますが、議案を 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第 2 条の決裁区分、及び第 4 条の事案の代決の規定におきまして、就学前教育担当課長を置くこと等に伴い、規定の整備を図るものでございます。

また、別表第 1 におきまして、区の事案決定基準に合わせた規定の整備等を図るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成 25 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明についてご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、議案第 33 号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 33 号は原案のとおり可決いたします。

次に、全ての区立幼稚園が区立子供園に転換されること等に伴う規定の整備ということで、日程第 19 議案第 34 号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」、日程第 20 議案第 35 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」、日程第 21 議案第 36 号「杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正」の 3 議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長の方からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第 34 号から議案第 36 号までの 3 つの議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、全ての区立幼稚園が区立子供園に転換されること等に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第 34 号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました資料 2 をご覧ください。

事務引継書におきまして、幼稚園が子供園に転換されること等に伴いまして、別記様式の規定整備を図るものでございます。

次に 1 枚戻っていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

東京都教育委員会が東京都立学校職員服務規程を改正したことに伴いまして、区立学校職員におきましても、非常災害時の服務の取扱を明確にするため、新たな規定を加えるものでございます。

続きまして、議案第 35 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」につきましてご説明申し上げます。

議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。

教職員表彰の対象となる学校から「幼稚園」を削るほか、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第 36 号「杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

これも議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

自己申告及び業績評価を行う目的を定める規定におきまして、学校の定義に「子供園」が含まれることを明確にするほか、規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案も平成 25 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいま一括上程されました 3 議案について、ご説明がありましたけれども、ご意見等ありましたら、議案番号を最初に言っていただいて、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

全て、「幼稚園」から「子供園」になったということで、特に何か、保護者地域の方から、課題や意見は出てきてはいないのでしょうか。

庶務課長 担当課長の方からお答えします。

特命事項担当副参事 転換の当初は、かなり保護者の方から不安の声というのありましたけれども、現時点では「子供園」に転換するということでの保護者の方からのご心配の声よりも、「子供園」として充実をさせてほしいというお声の方が強いというふうに考えてございます。

委員長 ありがとうございます。もう既に「子供園」があるのでクリアされていると思いましたが、「幼稚園」という名前が長年親しまれてきていたので、不安が残っていないのかなというふうに思ったので、ちょっとお聞きしました。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にございませんので、一括上程していただいた第 34 号から第 36 号の 3 議案について、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議ありませんので、議案第 34 号から第 36 号までの 3 議案を原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

次に、日程第 22 議案第 37 号「平成 25 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」の議案を上程し、審議いたします。学務課長からご説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から議案第 37 号「平成 25 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」、ご説明させていただきます。

杉並区立小中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教員教職員定数の標準に関する法律」に基づき、東京都が定める基準を標準として、杉並区で学級編制を行うこととしており、今回、その内容を方針として定め、平成 25 年度の杉並区立小中学校の学級編制を行うというものでございます。

まず、小学校でございますが、第 1 学年から第 6 学年までを 1 学級 34 人の学級編制といたします。ただし、第 4 学年から第 6 学年で、児童数が 35 人から 39 人までの単学級の場合は、学級を分割せず、1 学級といたします。

また、学校運営上支障がある場合には、第 1 学年と第 2 学年については 34 人を超えて、35 人までの学級編制ができるものとし、また第 3 学年から第 6 学年についても、34 人を超えて 40 人までの学級編制ができるものといたします。

次に中学校でございますが、1 学級 40 人学級編制といたしますが、第 1 学年について、1 学級の平均生徒数が 35 人を超える場合は、1 学級の生徒数の上限を 35 人として、学級を編制できるとしております。

最後に実施時期でございますが、平成 25 年 4 月 1 日としております。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

對馬委員 今のご説明ですと、小学校の場合、やはり最大 40 名というところは今までどおりというふうに考えてよろしいでしょうか。

学務課長 杉並区では、今 34 人、いわゆる 30 人程度学級を実施しております。ただ、40 人と申しましたのは、学校の規模等によって、クラスがこれ以上広げられないというケースのときには、最大 40 人までの人数で学級編制することができるという規定を設けているということでございます。

對馬委員 わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

この「学校運営上支障がある場合は」というのは。

学務課長 今までどんなケースがあるかといいますと、今申し上げましたように、やはり一番大きいのは、その学区の子どもが増えて、教室数がやはり足りなくなっていて、そのために 30 人程度学級が実施できずに、それより人数を超えて、編制をしているケースというのがございます。本年度、来年度についても、そういった編制の特例の申請をいただいた学校が 2 校ほどございます。

あと、加えて、学級維持と申しまして、1 年から 2 年とか、そういう比較的継続して学級を維持していく場合に、学校長が必要と考えた場合については、仮に、それが、人数が増えて 34 人を越えたとしても、学校の運営上という形で私どもも見させていただいているというところでございます。

委員長 ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 37 号は、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案第 37 号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

では、続きまして、日程第 23 議案第 38 号「平成 25 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」の議案を上程し、審議いたします。済美教育センター統括指導主事からご説明をお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 私からは「平成 25 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、ご説明いたします。

平成 25 年度の子供園、小中学校の教育課程の届け出は 3 月 4 日から行われ、学期及び休業日については、お手元の資料のとおり状況となっております。

まず、学期の変更についてですが、杉並区立学校及び子供の管理運営規則において、学期が定められております。

教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができるとなっております。

本規則を受けて、富士見丘小学校、高円寺中学校の2校から、2学期制実施の届け出がございました。富士見丘小、高円寺中は、平成16年度から継続をしております。

次に、休業日の変更についてです。休業日におきましても、同管理運営規則により、変更が可能となっており、約90%の学校、園から、変更の届け出がございました。

春季休業日の終わりの変更は、杉並区立子供園全6園、小学校1校、中学校3校から、夏季休業日については、小学校34校、中学校21校から、冬季休業日については、小学校7校、中学校5校から、春季休業日の始まりの変更は、杉並区立子供園全6園、小学校3校、中学校1校から、それぞれ変更の届け出がございました。

詳細については、お手元の資料をご覧ください。

2学期制を届け出た、先ほどの2校の小中学校の秋季休業日につきましては、平日に休業日を設定せず、土曜日、日曜日、祝日を秋季休業日に充てた教育課程となっております。

最後に、提案理由ですが、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」及び「杉並区立子供の管理運営に関する規則」に基づき、保育日数、授業日数の確保等の理由から、表記のとおり、学期及び休業日の設定の申請があり、承認が必要であるためでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

教育長 質問ではないのですが、夏休みのところで、例えば、杉並第六小学校と馬橋小学校と桃井第二小学校、8月25日で終わり、その下は8月26日で終わり、その下は8月27日で終わる。実はこれ、全く同じことなのではないかと、なぜこういうふうになっているか。説明してあげなくて、委員も分かりますか。

これ、実は前に書いてあるのだけれども、教育課程の届出ということについても違う。

委員長 学校ごとに、かなり弾力性を持たせており、これは多分、杉並区の特徴の1つだと思う。いろんな学校とか、例えば地域保護者の方から、なぜこんなに違うのだとか、そんなに違っていいのかというようなあたりのご意見とかというのはこれまでにはなかったのか、そのあたりはどうでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 特に地域の方、それから保護者の方から、それについて、多いたとか少ないというようなご意見はいただいておりません。それぞれの学校の方で、十分なお説明をしていただいておりますし、例えば夏季休業日が短くなっていて、そのときに何をやるのかというようなこと、またこれは学校の特色も含めて、十分なお説明をしていただいておりますので、特に保護者、それから地域の方から、それに関してのご意見というものは、いただいたことはございません。

委員長 かなり弾力性があり、今回はまた富士見丘小と高円寺中が2期制を実施するというので、これまた新たな形のものですよね。このあたりはどうなのですか。

済美教育センター統括指導主事 平成16年度から、継続してやっておりますものですので、子どもたちも含めて、それについては随分と理解は進んでいるというふうに思っております。

委員長 ただ、その2期制について、ではこの2校は既に進めている中で、他校がそちらの方にこう同じような形をとっていくというようなことは出てきてはいない。

済美教育センター統括指導主事 今現在のところはございません。

委員長 今、教育長がおっしゃったことが、よくわからなかったのですが。

済美教育センター統括指導主事 実は、土曜日に授業をやったりとか、そういう学校が増えています。ここのところでも24日が実は土曜日なのですけれども、25日にあえて防災関係の授業を入れたりとか、そういうふうな工夫を今、この3月11日のことをきっかけに、地域とともに防災の取組をやりたいというような、そういうような取組をやって、ここのところが若干ずれている学校があります。

つまり、24日の日までやって、25日は地域とともに何かやりたいというような形で学期をずらしているというような3月11日以降の新しい動きだというふ

うに認識をしてございます。

委員長 わかりました。

教育長 いや、私が言ったのは、8月24、25、26、27日というのは教育課程上、これは授業日ではない限り、実質的に休みですということ。

對馬委員 月曜日です。24日の1日が問題ですよ。

教育長 これをどこまで休みにするかということです。実は、学校の休業日というものと、それから週休日というのは、週休日の前までを休業日にしても、実質的には週休日につながれば、夏休みのように見えます。実は教育課程編成上、切り方や何かがそういうふうに見えるから、意外とすごくばらついているようだけれども、実際はそんなにばらついているわけではない。その夏休みの終わり方というのは、各校ばらばらになっているわけじゃなくてということを説明しなくてもお分かりいただけますか、ということを述べさせていただきました。

今、委員長からご指摘があった授業日のことですが、校長によっては教育委員会に決めてもらわないと困るという言い方をした時期がかつてありましたが、私たちとしてはこの間、学校の教育課程の編成権というのは校長にあるわけで、学校と地域の実態、児童・生徒の実態に応じて、当然教育課程を編成すべきであると申してきました。隣の学校と違うから困る、一緒にしてくれないと困るというのは、むしろ教育課程編成権の自主性を損なうことであって、自分の学校の教育課程編成については、各校の実情に応じた教育課程を編成するという意味から校長が責任を負うべきだと考えます。ですから、よそよりも授業日数を増やしたいと思えば増やせばいいし、子どもの実態から編成についてはこうしたいということがあって、それがよそよりも早く始まるとか、短くなることがあったとしても、学校の実態に基づいて、校長が責任をもって教育課程を編成するという意思からであれば、それは認めましょうということです。

委員長 わかりました。

對馬委員 一番最後の春季休業日の始まりの変更というもの、これは、今年の3月のことを言うのですか。

済美教育センター統括指導主事 いや、25年度のものになります。

對馬委員 そうすると、この高井戸西幼稚園と西荻北幼稚園は「子供園」じゃなくていいのですか。

済美教育センター統括指導主事 これにつきまして、25年度からは「子供園」とい

うような表記になっていきます。

對馬委員 そうすると、この4月7日までのお休みの一番最初のアのところは、全部「子供園」になっているのですけれども、ここでは、2園「幼稚園」になっているのは、何か意味があるのですか。

済美教育センター統括指導主事 これは、3月の届け出での時点で名称が「幼稚園」というふうになっておりますので、25年度につきましては「子供園」というような形で、統一をして揃えていきます。

對馬委員 では、ここは「子供園」なのですよ。

済美教育センター統括指導主事 実質、25年度から「子供園」になります。

委員長 他にいかがでしょうか。

田中委員 高円寺は2学期末になりますよね。小中一貫とか小中連携には支障はないわけですか。

済美教育センター統括指導主事 今現在、小中一貫教育を進めておりますけれども、この2学期制とほかの学校との学期による何かずれがあって、支障があるということとはございません。

委員長 他にいかがでしょうか。

土曜日に卒業式とか、儀式的な行事が杉並の場合にはありますよね。教育長が今おっしゃったように、校長の基本的な考え方をかなり生かしていただいているというか、そういう部分ではすごくいいなと思うので、多分、これは東京都全体にもやがて広がっていくような中身ではないかなというふうに思うのです。ただ、今までも心配だったのは、夏休みが早く終わる、始まってしまうということで、最後の週によく海外旅行に家族で行くとかという部分で、親の方から特には出てはいないのですか。

済美教育センター統括指導主事 そうですね。学校の方で、やはり年間通して、行事等全て示しておりますので、そこは、十分な理解というものを得ながら進めているというふうに思っております。海外旅行等での教育センターの方に何か話があったということとはございません。

委員長 わかりました。私はすごくそういう意味では、学校の弾力性というものを含めて、持って進めているということで、多分これは東京都に広がっていく部分があるのではないかなというように思って、すごく期待をしている部分があります。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、議案第 38 号については特にご意見等ありませんので、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 38 号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第 24 号 議案第 39 号「『杉並区立図書館サービス基本方針』の策定について」の議案を上程し、審議いたします。中央図書館次長からご説明をお願いいたします。

中央図書館次長 図書館協議会の 6 回にわたる議論を経た原案をもとに、「杉並区立図書館サービス基本方針」案をまとめましたので、中央図書館からご報告申し上げます。お手元の参考資料、概要版をご覧ください。

まず、本方針を策定した背景と趣旨についてご説明いたします。これまでも図書館は、時代の流れに応じた取組を進めてまいりましたが、今後、時代のニーズに的確に対応していくためには、中長期的視点から杉並区の目指すべき図書館像を明らかにする必要があると認識し、本方針案を策定することといたしました。

この方針案は、今後 10 年間の図書館の羅針盤として、望ましい図書館サービスのあり方と、その実現に向けた取組の方向性を明らかにしたものです。

目標とする 10 年後の図書館像ですが、「図書館は進化する～学びの場・知の共同体・楽しい交流空間へ～」といたしました。これは、これからの図書館が目指す 3 つの方向性の実現に向け、絶えず成長し、進化し続ける図書館像を示したものです。

それでは 3 つの視点と取組の方向について、概略をご説明いたします。

1 つ目、「『学びの場』としての図書館」につきましては、情報通信技術を活用した多様な資料の提供や、図書館に来館できない障害者への宅配サービスなど、新たなサービスを提供することにより、いつでも、誰でも、知りたい情報にアクセスできる地域の学びの場としての役割を担うことを目指していきます。

2 つ目、「『知の共同体』としての図書館」については、区民が知識や経験を若い世代に伝承するための講座を行う機会の提供や、貴重な地域資料のデジタルアーカイブ化の推進などにより、図書館から地域社会に情報を還元し、区民と共有できる環境づくりを目指してまいります。

3 つ目、「『楽しい交流空間』としての図書館」につきましては、図書館サービ

スへのボランティアをはじめ、図書館の支援者を増やしていくとともに、誰もが気軽に集え、交流できる場として区民とともに成長し、進化し続ける図書館を目指してまいります。

次に、このような取組を推進するための基盤整備ですが、区内外の関係機関との協働、司書の資格を持つ職員のレファレンス能力の向上に加え、図書館が利用価値の高い施設であることを区民に PR するための広報活動が重要と認識し、それぞれ充実に努めてまいります。

また、目標の実現に向けましては、目標とする図書館像を実現するための具体的な取組事業を検討し、これらをもとに各年度における事業の到達度等について、新たな仕組みによる図書館経営評価を行い、PDCA サイクルにのっとった計画的な事業の推進を図ってまいります。

また、より多くの区民の参加が得られるよう、積極的に働きかけていくことで、区民とともに目標とする図書館像を実現していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日も承認いただきましたら、今後公表してまいる予定でございます。

説明は以上でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。では、今のご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

對馬委員 今後具体的なスケジュールはあるのですか。

中央図書館次長 まず、冊子にしなければなりませんけれども、その前にもホームページには登載して、3月中には公表してまいろうと思っております。

對馬委員 そうですか。分かりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

PR の仕方というのは非常に難しい部分があるのではないかなと思うのですが、今考えられる PR の方法で、こんなこともというようなことがありましたら。

中央図書館次長 この間、中高生の子どもたちにもいろいろ意見を聞きました。いろいろチラシを配るにしても、少し付加価値をつけた PR の仕方、例えば、チケットをつけて配るとか、そうやって関心を引くようにしたらいいですよっていうようなこと、ただチラシをつくるだけではだめだということも分かりました。それから、例えば、これから乳幼児のお父さん、お母さんになる方にもっと見ていた

だくには、例えば病院だとか、おむつを売っている場所だとか、そういったところを開拓して行って、そういうところでチラシを手にとっただけのような、そういったことも取り組んでいきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。他にご意見等ありませんでしょうか。
よろしいですか。

それでは、議案第 39 号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 39 号は原案のとおり可決したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、日程第 25 報告事項の聴取を行います。初めに、(1)「幼稚園教育職員の子供園長への任用について」の説明を教育人事企画課長から、お願いいたします。

教育人事企画課長 私の方から、「幼稚園教育職員の子供園長への任用について」、ご報告をいたします。

平成 25 年 4 月 1 日付で、幼稚園教育職員を子供園長として任用し、専任の園長として配置をするものでございます。

幼稚園教育職員を子供園長として任用する園は、記載の 3 園でございます。それ以外の園につきましては、子供園担当課長が子供園長を兼務することとなります。今後、園長選考の結果によりまして、幼稚園教育職員を子供園長に順次任用し、専任の園長として配置していくこととしております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

よろしいですか。特にありませんので、ありがとうございました。

それでは、次に(2)「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告いたします。

資料をご覧くださいませ。平成 25 年 2 月分になります。件数は 2 月分合計 44 件となっております。

定例的なものは 41 件、新規は 3 件という内訳になってございます。なお、共催・後援の内訳は、共催が 13 件、後援が 31 件となっております。なお、累計は、記載のとおりです。

4 ページ目をご覧くださいませ。こちら、スポーツ振興課に新規が 2 件ございます。1 件目は共催、団体名は「杉並区サッカー連盟」、事業名は「第 18 回杉並シニアサッカーリーグ」、開催期間は 25 年 5 月 19 日から 6 月 23 日となっております。2 件目の新規は共催、団体名は「杉並区陸上競技協会」、「杉並区ジュニア陸上競技教室」という事業名でございます。開催期間は 25 年 3 月 10 日となっております。

ページをさらにおめぐりいただきまして、6 ページ目をご覧ください。中央図書館で新規が 1 件ございます。こちらは後援になっております。団体名は「東京都認可 頌栄保育園」、事業名は「こどもの広場」、開催期間は 2 月 25 日から 3 月 18 日となっております。

私からの報告は以上になります。

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明にご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声)

特にはよろしいですか。ありがとうございます。

では、以上で報告事項の聴取を終わりにいたします。これで、本日予定されておりました日程は全て終了いたしましたけれども、大変多く案件がありましたけれども、特にはよろしいですか。

では、庶務課長、何かございますでしょうか。

庶務課長 次回の定例会でございますけれども、4 月 10 日の水曜日午後 2 時となっております。よろしく願いいたします。

委員長 では、次回の定例会ですけれども、4 月 10 日水曜日午後 2 時ということですので、ご予約をお願いしたいと思います。

それでは、たくさんの審議事項ありましたけれども、お疲れさまでした。本日の会議を閉じさせていただきます。